

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	異常渇水等による緊急時の措置命令	
根 拠 法 令	水質汚濁防止法	
根 拠 条 項	第18条	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1. 処分の要件 本市の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な渇水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令(※)で定める場合に該当する事態が発生したとき。</p> <p>2. 処分の内容 その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(※) 異常な渇水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度(第二条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度)をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年8月1日設定(令和3年4月1日最終変更)